

令和8年度徳島市会計年度任用職員募集案内 【手話通訳業務】

令和8年2月2日

徳島市健康福祉部障害福祉課

申込受付期間：令和8年2月2日（月）～令和8年2月10日（火）【当日消印有効】

午前8時30分～午後5時（土曜、日曜、祝日及び閉庁日を除く。）

試験日：本市の指定する日

1 募集内容

業務名	手話通訳業務
採用予定人員	2人
職務の内容	聴覚障害者等への手話通訳、障害者福祉に関する窓口業務等
勤務場所	徳島市役所南館1階 障害福祉課

2 受験資格

手話通訳士または手話通訳者の資格を有する人、もしくはこれに準ずる技量を有する人。年齢、学歴は問いません。ただし、上記の受験資格を有する人であっても、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- (2) 徳島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 日本国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。

2 試験日時・試験場及び合格発表

試験日時	試験場	合格発表
障害福祉課が指定する日時 受付後、個別に連絡いたします。	徳島市役所南館1階	受験者に文書で通知します。

※ 試験時間の詳細は、申込受付後に連絡いたします。

※ 試験当日は、手話通訳に関する資格証明書の原本を持参してください。

3 試験の方法及び内容

- (1) 面接試験 職務適性、対人関係能力等についての個別面接試験

4 受験申込方法

申込用紙に所要事項を記入し、手話通訳に関する資格証の写しとともに徳島市役所南館1階の障害福祉課へ提出してください。郵送による申込みの場合は、封筒の表に「会計年度任用職員（手話通訳業務）申込」と朱書きし、封筒の裏に住所・氏名を明記のうえ、必ず簡易書留で郵送してください。消印が申込受付期間を過ぎた場合は、受付できません。

5 合格から採用まで

- (1) 試験の結果、合格者は令和9年3月31日までを登録期間とする合格者名簿に登載されます。
- (2) 採用は、原則として令和8年4月1日付けで、合格者名簿に登載された人のうち、成績上位の人

から順に採用される人を決定しますので、合格者名簿に登載されても、必ずしも採用されるとは限りません。

- (3) 予算編成その他の状況により、合格者名簿に登載されても採用にならない場合があります。
- (4) 合格発表後、受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- (5) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

6 勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 勤務成績が良好な場合、令和9年度以降も再度任用することができます。(任用初年度を含めた3年度を限度とします。)
勤務日	週5日（原則、月曜日から金曜日） 週休日（土曜日、日曜日）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までは休み
勤務時間	週31時間15分 原則、①②のいずれかの時間で勤務していただきます。 ① 8:30から15:30まで（休憩45分） ② 10:00から17:00まで（休憩45分）
給与	月額 172,962円～211,337円（地域手当・特殊勤務手当相当額を含む） ※ 徳島市職員として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与（報酬）月額を決定します。 ※ 今後の給与改定等の状況によって、支給額が増額することがあります。
諸手当	給与関係の条例、規則等の定めるところにより、地域手当、通勤手当、期末手当（6月・12月）等が支給されます。
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度があります。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
災害補償	公務上の災害又は通勤上の災害については、市の非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限） ※ 営利企業への従事等の制限（兼業の禁止）については、パートタイム勤務のため適用外となりますますが、承認が必要となります。
その他	給与支給日：毎月20日。健康診断あり。

7 その他

- (1) 提出された書類は、返還できません。
- (2) 受験に際して徳島市が収集する個人情報は、当該試験及び任用に関する事務以外の目的では一切使用しません。

8 問い合わせ先

徳島市健康福祉部 障害福祉課 障害者福祉係

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

TEL 088-621-5177